

水管理・国土保全局は、地域の人々が様々な観点から川との良好なつながりを築くことで、その地域ならではのまちの価値を高める「かわまちづくり」を支援しています。

これまでなかなか関わりが難しかった民間企業等の方々にも、積極的にかわまちづくりの主体者の一員となっただけできるようになりました。

河口から上流まで、そこに川や湖があれば、その水辺が有する景観・歴史・文化等の魅力を活かした地域活性化が図られるよう、精一杯お手伝いします。

お気軽に「かわよろず」にご相談ください。



相談例①

「川沿いのビルのリノベーションにあわせて川テラスをつくりたい。建築基準法の扱いなど、プロジェクトを具体的に進めるためにはどうすればいいの？」

→窓口より法令解釈を省内担当課に照会し、相談者に情報提供します。

相談例②

「自転車道を川沿いに整備したい」

→基本的な占用ルールなどを説明します。構造や適用できる事業の可能性などを検討の上説明します。

相談例③

「文化的価値のある川沿いの既存の建造物を拠点に、そのエリアで働いている人々に対して、水辺とまちへの関心をもっと高めたい」

→全国一斉の「水辺で乾杯（7月7日）」などの気軽に参加できるイベントを紹介します。

相談例④

「川に面した公共空間を活用した体験型教育施設の事業・運営を進めたい」

→河川で体験活動を行う場合の川の安全活動の専門組織（RAC等）を紹介します。



かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」

「かわよろず」は、次に関連するご相談を承ります。

- ・「かわまちづくり」支援制度に関すること
- ・ミズベリングに関すること
- ・河川空間のオープン化（河川敷地占用許可準則の特例）に関すること
- ・川の水を利用した発電に関すること
- ・その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関することなど



来省によるご相談を希望される方は、可能な限り事前連絡をお願いいたします。

また、電子メールでのご相談も受け付けております。事前連絡及び電子メールでのご相談の際には、以下の情報を電子メールにてお知らせください。

- (1) お名前、法人名、官公庁名など（必須）
- (2) ご住所
- (3) 電話番号（必須）
- (4) ご相談の対象となる河川名、住所
- (5) ご相談の概要（なるべく具体的に記載して下さい）（必須）
- (6) その他、参考となる資料があれば添付して下さい
- (7) 来省ご相談の場合：来省希望日時（複数御提示ください）

メール送付先：hqt-kawamachi※ml.mlit.go.jp（セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います。）

